

感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針

株式会社夢の浜

1. 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に関する基本的考え方

当法人事業所は感染症に対する提供力の弱い高齢者が生活または利用する場所であり、こうした高齢者が多数活動する場合は、感染が拡がりやすい状況にあることを常に認識することが重要である。感染症及び食中毒を予防する体制を整備し、平素から対策を実施するとともに、感染症が発生した場合には迅速で適切な対応に努めます。

2. 感染症予防対策のための委員会に関する基本方針

(1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する感染症予防対策委員会を設置します。

なお、法人規模を考慮しハラスメント防止や虐待防止における委員会と一体的に設置するものとし、「夢の浜委員会（以下 委員会）」として設置します。

(2) 本委員会の運営責任者は代表取締役とし、各事業所管理者以下介護職員、看護職員等を「感染症及び食中毒の予防及びまん延防止を適切に実施するための担当者（以下 担当者）」とします。

(3) 委員会は6ヶ月に1回以上開催します。

感染症及び食中毒の発生時等、必要な際は随時委員会を開催します。

(4) 委員会の役割は以下のこととします。

①感染症及び食中毒の予防対策及び発生時の対応に関すること

②本指針やマニュアル等の作成及び見直しに関すること

③本指針やマニュアル等の周知や指導に関すること

④感染症及び食中毒の予防及びまん延防止の研修に関すること

3. 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修に関する基本方針

(1) 職員に対する研修は、基礎的内容の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、感染症及び食中毒の予防とまん延防止を徹底する内容とします。

(2) 研修は6ヶ月に1回以上実施します。また、新規採用時には必ず感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修を実施します。

(3) 研修の実施内容については、日時、内容、出席者等を記録し保存します。

4. 感染発生時の対応に関する基本方針

BCP や食中毒マニュアル等に沿って手洗いの徹底、防護具の使用など感染対策に努めます。事業所内で感染症が発生した場合には、疾患及び病態などに応じて感染経路別予防策（接触感染、飛沫感染、空気感染）を追加して実施します。

報告が義務付けられている病気が特定された場合には速やかに保健所に報告し、連携を図って対応します。

(1) 平常時の対応

- ①施設内の衛生管理（環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理）
- ②手洗いの基本
- ③消毒液の適正な使用
- ④早期発見のための日常の観察

(2) 発生時の対応

- ①発生状況の把握
- ②感染拡大の防止
- ③関係機関との連携
- ④保健所、市町村への報告

5. 利用者等に対する指針の閲覧に関する事項

利用者等は、いつでも本指針を閲覧することができます。

また、当法人職員が自由に閲覧できる場所に設置しているほか、当法人のホームページ上に公表します。

6. 附則

この指針は、令和6年3月1日より施行する。